

国立大学法人鳴門教育大学役員の服務等に関する規程

平成29年 3 月23日

規程第 76 号

改正 令和 6 年 4 月15日規程第27号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「法人」という。）の役員の服務及び懲戒（以下「服務等」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

2 この規程に定めるもののほか、役員の服務等に関しては、国立大学法人法（平成15年法律第112号）、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）その他の法令及び大学の諸規則等の定めるところによる。

(責務)

第2条 役員は、国立大学法人法に定める使命と、その業務の公共性を自覚し、法令等を遵守し、法人の発展のために誠心誠意、職務に専念しなければならない。

2 役員は、法人の利益と相反する行為を行ってはならない。

(教育研究等への従事)

第3条 役員（学長を除く。）は、原則として教育研究等に従事してはならない。ただし、職務に支障がないものとして学長の承認を得た場合は、この限りでない。

(兼業)

第4条 役員（非常勤の者を除く。）は、職務に支障のない限り、学長の許可を得て、兼業を行うことができる。ただし、学長及び監事が営利企業の兼業（短期兼業を除く。）又は自営兼業に従事する場合は、文部科学大臣の承認を受けるものとする。

2 役員（非常勤の者を除く。）の兼業の許可に関し必要な事項は、国立大学法人鳴門教育大学職員兼業規程（平成16年規程第17号）を準用する。

(守秘義務)

第5条 役員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 役員は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合は、学長の許可を得なければならない。

(遵守事項)

第6条 役員の禁止行為については、国立大学法人鳴門教育大学職員就業規則（平成16年規則第23号。以下「職員就業規則」という。）第38条の規定を準用する。

(倫理)

第7条 役員の職務に係る倫理については、国立大学法人鳴門教育大学職員倫理規程（平成16年規程第15号）を準用する。

(ハラスメントの防止等)

第8条 役員は、いかなるハラスメントも行ってはならず、又これの防止に努めなければならない。

2 ハラスメントの防止等に関する措置は、国立大学法人鳴門教育大学ハラスメントの防

止等に関する規程（平成16年規程第16号）の定めるところによる。

（懲戒）

第9条 学長は、理事がこの規程に違反したとき、又は理事としてふさわしくない非違行為があると認めたときは、懲戒処分を行う。

2 理事の懲戒処分の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）解任 即時に解任する。

（2）停職 出勤を停止し、職務に従事させず、その間の報酬は支給しない。

（3）報酬減額 報酬を減額する。

（4）戒告 将来を戒める。

3 理事の懲戒（解任を除く。）は、役員会の議を経て、学長が決定する。

4 理事の解任については、国立大学法人鳴門教育大学理事選考規則（平成16年規則第16号）の定めるところによる。

5 理事の懲戒処分の量定については、国立大学法人鳴門教育大学職員懲戒規程（平成16年規程第24号）第9条の規定を準用する。

（訓告等）

第10条 理事の訓告等については、職員就業規則第51条の規定を準用する。

（雑則）

第11条 学長は、この規程に定める事項で特別の事情がある場合又はこの規程によることが著しく不適當であると認める場合は、別段の取扱いをすることができるものとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月15日から施行する。